

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄） · · ·

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三・四 （略）

2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。

3～5 （略）

第三条 （略）

2～4 （略）

5 別表第二第一号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の八 法第四条第一項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三・四 （略）

2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。

3～5 （略）

第三条 （略）

2～4 （略）

（新設）

の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 (略)

2・3

(略)

4 | 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 (略)

2・5

(略)

6 | 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十 (略)

海域

基準

第四条 (略)

2・3

(新設)

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 (略)

2・5

(新設)

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第十一条の十 (略)

（燃料油の品質の基準等）

海域

基準

一 別表第一の五に掲げるバル

ティック海海域、別表第二の

二備考第六号に規定する北海

海域並びに別表第五に掲げる

北米海域及び米国カリブ海

硫黄分の濃度が質量百分率〇・

一パーセント以下であり、かつ

無機酸を含まないこと。

（略）

（略）

海域名	海域の範囲
（新設）	（新設）

別表第一の五（第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）

別表第一の七（第一条の十一関係）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）

別表第一の七（第一条の十一関係）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）

二 別表第一 の六第二号 の事前処理 の方法に関する基準の欄に掲げる 方法により 事前処理が 行われた貨 物船に残留 物に残る方 法により 事前処理が 行われた貨 物船に残留	十五メートル以上の海域（南極海域及び北極海を除く。） 前処理が行 われた貨物 船に残留す る有害液体 物質と当該 貨物船に初 めて洗浄水 又は水バラ ストとして 加えられた 水との混合 物である有 害液体物質 （次号に掲 げるものを 除く。）
二 別表第一 の六第二号 の事前処理 の方法に関する基準の欄に掲げる 方法により 事前処理が 行われた貨 物船に残留	イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては 対水速度四ノット、そ の他の船舶にあつては 対水速度七ノット以上 の速度で航行する場合 をいう。）に排出する こと。 ロ 海面下に排出するこ と。 ハ 有害液体物質排出防 止設備のうち環境省令 で定める装置を用いて 環境省令で定める排出 率（単位時間当たりの 排出量をいう。以下同 じ。）以下の排出率で 排出すること。

二 別表第一 の六第二号 の事前処理 の方法に関する基準の欄に掲げる 方法により 事前処理が 行われた貨 物船に残留	方法に関する基準の欄 域（南極海域を除く。） 前処理が行 われた貨物 船に残留す る有害液体 物質と当該 貨物船に初 めて洗浄水 又は水バラ ストとして 加えられた 水との混合 物である有 害液体物質 （次号に掲 げるものを 除く。）
二 別表第一 の六第二号 の事前処理 の方法に関する基準の欄に掲げる 方法により 事前処理が 行われた貨 物船に残留	イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては 対水速度四ノット、そ の他の船舶にあつては 対水速度七ノット以上 の速度で航行する場合 をいう。）に排出する こと。 ロ 海面下に排出するこ と。 ハ 有害液体物質排出防 止設備のうち環境省令 で定める装置を用いて 環境省令で定める排出 率（単位時間当たりの 排出量をいう。以下同 じ。）以下の排出率で 排出すること。

する有害液体物質と当該貨物艤に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。）

三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艤に残留する有害液体物質と当該貨物艤に加えられた水との混合物である有	全ての海域（南極海域及び北極海域を除く。）	い。 排出方法は、限定しない。
--	-----------------------	--------------------

する有害液体物質と当該貨物艤に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。）

三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艤に残留する有害液体物質と当該貨物艤に加えられた水との混合物である有	南極海域以外の海域	い。 排出方法は、限定しない。
--	-----------	--------------------

害液体物質

備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 國際航海に從事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防	領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に
		一 國際航海に從事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号に

害液体物質

備考 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

（新設）

別表第二（第三条関係）

一 南極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 國際航海に從事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号に	すべての国領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に
		一 國際航海に從事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号に

二 国際航海に従事する船 舶から排出されるふん尿 又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により 処理されたもの（ふん尿 等排出防止装置のうち國 土交通省令で定める装置 により浄化することにより 処理されたものを除く。）		三 （略）	
二一 南極海域及び北極海域における排出 船舶及びふん尿等の区分		三 （略）	
一 国際航海に従事する船 舶（第四号及び第五号に 掲げるものを除く。）か ら排出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん尿等 排出防止装置により処理 されていないもの		前号下欄イ及びロに掲 げる排出方法により排 出すること。	

二 国際航海に従事する船 舶から排出されるふん尿 又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により 処理されたもの（ふん尿 等排出防止装置のうち國 土交通省令で定める装置 により浄化することにより 処理されたものを除く。）		三 （略）	
二一 南極海域における排出 船舶及びふん尿等の区分		三 （略）	
一 国際航海に従事する船 舶から排出されるふん尿 又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により 処理されていないもの		前号下欄イ及びロに掲 げる排出方法により排 出すること。	

二 国際航海に従事する船 舶（第四号及び第五号に 掲げるものを除く。）か ら排出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん尿等 排出防止装置により処理 されたもの（ふん尿等排 出防止装置のうち国土交 通省令で定める装置によ り浄化することにより処 理されたものを除く。）	南極海域の うち領海の 基線及び定 着氷からそ の外側三海 里の線を超 える海域並 びに北極海 域のうち全 ての国の領 海の基線、 氷棚及び定 着氷からそ の外側三海 里の線を超 える海域	域 を超える海 二海里の線 その外側十		
三 国際航海に従事する船 舶（次号及び第五号に掲 げるものをおろす。）から 排出されるふん尿又は汚 水であつて、前二号に掲 げるもの以外のもの	南極海域及 び北極海域	い。 排出方法は、限定しな	前号下欄イ及びロに掲 げる排出方法により排 出すること。	
四 国際航海に従事する船 舶（次号に掲げるものを 除く。）のうちふん尿又 は汚水の排出につき海洋	南極海域及 び北極海域			

(新設)	(新設)	(新設)	
			二 国際航海に従事する船 舶から排出されるふん尿 又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により 処理されたもの（ふん尿 等排出防止装置のうち國 土交通省令で定める装置 により浄化することによ り処理されたものを除く。）
			前号下欄イ及びロに掲 げる排出方法により排 出すること。

環境の保全の見地から特

に注意を払う必要がある

ものとして国土交通省令

で定める船舶から排出さ

れるふん尿又は汚水

五 國際航海に從事する船

舶のうち南極海域又は北

極海域において長期間の

航行の用に供するものと

して国土交通省令で定め

る船舶から排出されるふ

ん尿又は汚水

南極海域及
び北極海域

国土交通省令で定める
とこりにより、あらか

じめ国土交通大臣の承

認を受けて、ふん尿等

排出防止装置のうち国

土交通省令で定める装

置により浄化すること

により処理して排出す

ること。

六 前各号に掲げる船舶以

外の船舶（最大搭載人員

十一人未満のものを除

く。）から排出されるふ

ん尿又は汚水であつて、

国土交通省令で定める技

術上の基準に適合するふ

ん尿等排出防止設備のう

ち国土交通省令で定める

装置により処理されてい

ないもの

南極海域の
うち領海の
基線からそ
の外側十二
海里の線を
超える海域

い。
排出方法は、限定しな

三 前二号に掲げる船舶以

外の船舶（最大搭載人員

十一人未満のものを除

く。）から排出されるふ

ん尿又は汚水であつて、

国土交通省令で定める技

術上の基準に適合するふ

ん尿等排出防止設備のう

ち国土交通省令で定める

装置により処理されてい

ないもの

南極海域の
うち領海の
基線からそ
の外側十二
海里の線を
超える海域

い。
排出方法は、限定しな

備考

一 (略)

二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極

海域をいう。

三 (略)

備考

一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表第一の二（第四条、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず （次号上欄に掲げるものを除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。
二 食物くず （鳥綱に属する種の個体（その個体の外側十二海里以遠に排出すること。）	北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	ロ 國土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ 当該船舶の航行中に排出すること。 ニ 氷上に排出しないこと。 イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。
二 食物くず （鳥綱に属する種の個体（その個体の外側十二海里以遠に排出すること。）	（略）	（略）

別表第一の二（第四条、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず （次号上欄に掲げるものを除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。
二 食物くず （鳥綱に属する種の個体（その個体の外側十二海里以遠に排出すること。）	（新設）	（新設）
二 食物くず （鳥綱に属する種の個体（その個体の外側十二海里以遠に排出すること。）	（新設）	（新設）

体の一部を含むものとし、その加工品を除く。

水上に排出しないこと。

体の一部を含むものとし、その加工品を除く。

体の一部を含むものとし、その加工品を除く。

別表第四第二号において同一の海域（甲海域並びにバルティック海域、ク海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠のもの）を含まないものに限る。）

イ 粉碎式排出方法により排出すること。
ロ 当該船舶の航行中に排出すること。

別表第四第二号において同一の海域（甲海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠のもの）を含まないものに限る。）

イ 粉碎式排出方法により排出すること。
ロ 当該船舶の航行中に排出すること。

備考	
一・二 (略)	
三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	
四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	

- 十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 五十九
(略)
- 九
(略)

備考	
一・二 (新設)	
三 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	
四 (略)	

- 九
(略)
- 九
(略)
- 九
(略)

別表第三（第四条の二関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北중海运域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
二 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海、北極海域、海洋施設等周辺海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中

別表第三（第四条の二関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北중海运域及び拡大カリブ海域のうち領海の基線からその外側十海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
二 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中

四 （略）	五 （略）	域、拡大カリブ海域及び 海洋施設等周辺海域を除 く。）	（略）	（略）
七・八 （略）	六 （略）	二第一項第 四号に掲げ る廃棄物の うち貨物倉 の洗浄水（ 前号上欄に 掲げるもの を除く。）	バルティック海海域、北 海海域、ガルフ海域、地中 海の基線からその外側十 二海里以遠の海域並びに 南極海域のうち領海の基 線からその外側十二海里 以遠の海域	当該船舶の航行中に排 出すること。
（略）	（略）	二第一項第 四号に掲げ る廃棄物の うち貨物倉 の洗浄水（ 前号上欄に 掲げるもの を除く。）	全ての海域（バルティッ ク海海域、北海海域、南 極海域、ガルフ海域、地中 海、海洋施設等周辺海域 及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排 出すること。
（略）	（略）			

一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その

一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その

他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域 北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。

三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海をいう。

六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。

七 (略)

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

九・十 (略)

十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第三号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四（第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号上欄に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、	粉碎式排出方法により排出すること。	
ルフ海域、地中海海域、		
括大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領		

別表第四（第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号上欄に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、	粉碎式排出方法により排出すること。	
ルフ海域、地中海海域、		
括大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領		

他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域又は拡大カリブ海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。

五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海をいう。

六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

七 (略)

八・九 (略)

十 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四（第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号上欄に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、	粉碎式排出方法により排出すること。	
ルフ海域、地中海海域、		
括大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領		

備考	一 (略)	二 (略)の表において「甲海域」とは、別表第一の一備考第四号に規定する種の個体を含まないものに限る。)	二 食物くず (鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。)	(略)	(略)	(略)
			甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海海域、地中海海域、拡大カリブ海海域及び北極海のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海海域、地中海海域及び拡大カリブ海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	粉碎式排出方法により排出する」と。	粉碎式排出方法により排出する」と。
			(略)	(略)	(略)	(略)

備考	一 (略)	二 (略)の表において「甲海域」とは、別表第一の一備考第三号に規定する種の個体を含まないものに限る。)	二 食物くず (鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。)	(略)	(略)	(略)
			甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海海域、地中海海域及び拡大カリブ海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海海域、地中海海域及び拡大カリブ海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	粉碎式排出方法により排出する」と。	粉碎式排出方法により排出する」と。
			(略)	(略)	(略)	(略)

定する甲海域をいう。

三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。

四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

九 (略)

十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。

定する甲海域をいう。

三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

(新設)

八 (略)

九 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

